

平成30年度 国立大学法人京都大学 年度計画

(注) □内は中期計画、「・」は年度計画を示す。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

【1】全学共通教育と学部専門教育並びに大学院教育との連関を俯瞰的・可視的に把握できるよう、シラバス、コースツリー、科目ナンバリングの連携を図り、学生が学習過程を理解し学習指針を作成するために役立てる。また、学士課程及び修士課程のカリキュラムの一貫化等により、高度な専門能力をもつ多様な人材を育成する。さらに、第2期中期目標期間から導入している博士課程教育リーディングプログラムによる幅広い人材育成の成果を活かすなど学際的でより充実した大学院教育を推進する。

- ・【1】科目ナンバリングについて、平成29年度に実施した検証の結果を踏まえ、必要に応じた見直しを行う。また、各教育課程間、各専門分野間の弾力的なカリキュラム編成等に係る継続した検討を踏まえ、具体的な制度改正に着手する。さらに、大学院レベルの全学共通的な教育を充実させるため、従前の研究科横断型プログラムを見直し、大学院共通・横断教育基盤として整備し、実施する。加えて、これまでの取組状況について検証する。

【2】社会において求められる人材の高度化・多様化を踏まえ、社会人編入学制度や長期履修制度を活用し、多様な大学院生の入学を促進する。また、履修証明プログラムを活用し、社会人の学び直しに貢献する。

- ・【2】多様な大学院生の入学を促進するための社会人編入学制度や長期履修制度、履修証明プログラムなどの運用状況についての検証結果を踏まえた制度などの見直しを実行する。また、これまでの取組状況について検証する。

【3】幅広い教養・基礎科目の体系をより明確にするとともに、文理融合により現代社会が直面する課題に対応する科目（統合科学）や少人数で課題を探求する科目（ILASセミナー）等を開講・充実させる。また、科目内容の見直しや国際高等教育院附属国際学術言語教育センター（i-ARRC）の事業により、英語教育を強化するとともに、全学的に英語による授業を充実させ、特に学士課程1・2年次を対象とする英語による基礎・教養科目については、400科目への拡張を目指す。さらに、大学院レベルにおいても専門外の分野に触れることができるよう、全学共通的な教育をより充実させる。

- ・【3】全学共通教育科目について、平成28年度に実施した科目群改編及び平成29年度と平成30年度開講科目の検証（授業アンケート等の検証を含む）を踏まえて、平成31年度の科目設計に改善内容を反映させる。また、英語ライティング-リスニング授業におけ

る少人数授業を継続する。加えて、全学的な協力のもとに英語による全学共通科目の一層の充実に取り組む。さらに、平成30年度から国際高等教育院で実施する大学院共通・横断教育について、実施状況を検証するとともに、各研究科等の対応等も踏まえて、平成31年度の科目設計に改善内容を反映させる。

【4】 理工系分野において、理工系人材育成戦略等を踏まえ、博士課程教育リーディングプログラムや卓越大学院プログラム（仮称）の活用等により、俯瞰力・創造力等を育成する教育内容を充実させ、社会に貢献する実践的能力を身に付けた人材を育成する。また、国際高等教育院附属データ科学イノベーション教育研究センターにおいて、教養・共通教育から学部・大学院の専門教育までを通じた情報・統計・数理の全学的教育基盤を構築し、我が国を支えるトップレベルの人材を育成する。人文社会系分野においても同様に、高い適応能力を身に付けた人材を育成する。

- ・【4】 社会に貢献できる実践的能力や高い適応能力を持った人材を育成するため、大学院共通・横断教育基盤の整備・実施により、理工系・人文社会系の枠を超えた科目を充実させる。また、国際高等教育院附属データ科学イノベーション教育研究センターにおいて、教養・共通教育及び大学院共通教育における情報・統計・数理の一体的科目提供を行う。さらに、博士課程教育リーディングプログラム等を含めた検証結果を踏まえ、異分野交流が可能な部局を横断した教育を充実させるとともに、卓越大学院プログラム（仮称）の実施に向けた取組を行う。加えて、これまでの取組状況について検証する。

【5】 各学部・研究科等の教育目的に応じた少人数授業、演習、実験・実習科目、国際化対応科目、国内外でのフィールド学習の充実並びにeラーニング、オープンコースウェア（OCW）、MOOCs等、インターネットを活用したデジタル教材を開発して能動的学習への活用等を行う。

- ・【5】 各学部・研究科等の教育目的に応じて、少人数授業、演習、実験・実習科目、国際化対応科目、国内外でのフィールド学習の実施状況について検証し、次年度の科目設計に反映させる。i-ARRCによる国際言語実践教育システムを活用した外国語教育では、学生が個人の進捗・レベル・理解度に合わせて自宅等で学習できるようにし、学生に自律的な学習への活用を促す。さらに、eラーニング、オープンコースウェア（OCW）、MOOCs等、インターネットを活用したデジタル教材の開発状況に係る検証結果を踏まえ、能動的学習への更なる活用に向けて改善する。加えて、これまでの取組状況について検証する。

【6】 コースツリー、科目ナンバリング制によるシラバスの検索機能を強化するとともに、授業評価アンケートによりそれらの検証・見直しを行い、単位の実質化に向けた取組

を推進する。特に学部における科目ナンバリングについては、導入率100%を目指す。
また、GPA制度を導入し、その実施状況を調査分析して学生への履修指導等に活用することにより、人材養成機能の向上を図る。

- ・【6】 コースツリーや科目ナンバリングと連携したシラバスのあり方について、授業評価アンケートの検証結果を踏まえて、必要な改善を行う。また、GPA制度について、活用状況等についての検証結果や改善に向けた検討を踏まえて、必要な見直しを行う。加えて、これまでの取組状況について検証する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

【7】 先駆的な取組を柔軟かつ迅速に行いうる学域・学系制などを活用し、関係教員が既存組織の枠を越えて連携のうえ、部局を横断した教育等を充実させることにより、社会のニーズに応じた効果的な教育プログラムを遂行する。

- ・【7】 大学院レベルの全学共通的な教育を充実させるため、社会のニーズに応じた効果的な教育プログラムの実施に向けた検討結果を踏まえて、研究科横断型プログラムを見直し、大学院共通・横断教育として整備し、実施する。加えて、これまでの取組状況について検証する。

【80】 学部段階から優秀で志の高い留学生を積極的に受け入れ、日本人学生と共に学べる教育プログラム「Kyoto University International Undergraduate Program」(以下「Kyoto iUP」という。)を推進し、社会が求める人材を育成する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【80】 第2期の合格者に対する受入前段階教育・支援を実施するとともに、平成30年10月から開始する予備教育を着実に実施する。また、第3期の予備教育履修者選抜を実施し、優秀な留学生の受け入れを実現する。さらに、リクルート・広報活動を継続し、重点対象国であるASEAN各国を中心にプログラム認知度を一層向上させ、受験者を増加させる。

【8】 各学部・研究科等の教育研究の状況、充足率、進路状況、企業へのアンケート調査結果等を踏まえ、適切な入学定員の設定・見直しを行う。

- ・【8】 当該年度の入学定員の充足状況を検証するとともに、過去の受験者数や充足状況も踏まえて、適切な入学定員の設定・見直しに向けた取組を行う。

【9】 授業評価アンケートや、卒業生・修了生、就職先等関係者へのアンケート等の実施により学生等の意見を聴取し、教育改善に活用する。また、全学的なファカルティ・ディベロップメント (FD) について企画・実施するとともに、FD勉強会を通じて部局のFD活動を支援し、専任教員の75%以上の受講を目指す。

- ・【9】 学生等へのアンケートシステムを活用し、在学生・卒業生・修了生へのアンケート等により意見を聴取し、教育改善に活用する。また、ファカルティ・ディベロップメント（FD）の実施状況を踏まえ、全学的なFDについて企画・実施するとともに、部局のFD活動を支援する。加えて、これまでの取組状況について検証する。

【10】 講義室、演習室、実験実習室等の設備、自学自習環境、学生所有のノートパソコン等の端末を持参させるBYOD（Bring Your Own Device）の実現に向けた教育学習端末環境及び学習支援システム等の整備充実を行うことにより、教室をはじめキャンパス内外における教えや学びが統合された教育学習環境の整備を推進する。

- ・【10】 講義室、演習室、実験実習室等の設備、自学自習環境等、教室等設備の整備、学生所有のノートパソコン等の端末を持参させるBYOD（Bring Your Own Device）の実現に向けた教育学習端末環境の整備充実に取り組む。また、教育学習環境整備の進捗状況を検証し、必要に応じて改善・推進策を検討する。

【11】 教育プログラムの特性に応じた資料収集を行うことにより、図書館の蔵書、電子ジャーナル・データベースを充実させる。また、各キャンパスの特徴に応じた図書館の整備及び機能向上を行う。

- ・【11】 平成29年度に検討した電子ジャーナルの整備方針に則り、電子ジャーナルの整備を計画的に進める。また、蔵書構築、データベースの整備を引き続き進める。さらに、平成28年度に策定した学習支援環境の整備計画に基づき、教育環境及び学習支援環境の整備を進める。

（3）学生への支援に関する目標を達成するための措置

【12】 相談員や支援担当者の全学的な連携を強化し、就学や学生生活に困難を抱える学生に対する相談・支援機能を強化するとともに、障害のある学生、留学生など多様な学生が相談しやすい体制を整備する。また、学生が安心して学生生活を送ることができるよう、学生保険に原則全員加入することとし、加入率100%を目指す。

- ・【12】 全学支援組織と部局支援担当者との相互連携を強めるとともに、学生・教員の双方の視点から多様な支援の方法を検討し、有効と思われるものから実施する。また、各大学等との障害学生支援に関するネットワーク構築やバリアフリー改修などを実施し、障害のある学生の修学環境を充実させる。さらに、外国人留学生や海外へ派遣予定の学生に対して、ヘルスケア講習会を開催する等相談・支援機能を強化する。加えて、学生の保険加入に関して、平成29年度から実施した入学手続と併せて保険加入手続を行う方策について、運用上の課題を把握し、必要な改善を行い、更なる加入率の向上を図る。上記のほか、これまでの取組状況について検証する。

【81】次代を担う教員候補者及び国際社会で活躍する人材の育成に向け、ティーチング・アシスタント（TA）及びリサーチ・アシスタント（RA）業務の質向上や制度充実を目的として、新たに「GST(Graduate Student Training)センター」（仮称）を設置する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【81】 GST(Graduate Student Training)センター（仮称）の設置に向けて、国内外の事例調査や学内TAアンケートを実施するなど、プロボストの下に設置された戦略調整会議で検討を進める。

【13】 インターンシップや、大学教員を目指す大学院生等に対するプレファカルティ・ディベロップメント（プレFD）を実施するとともに、学生の職業意識啓発のためのセミナー等について、参加者のニーズを踏まえた内容の充実を図る。また、大学院博士課程の学生・修了者への就職支援の充実を図るなど、学生のキャリアパスに応じた就職支援を実施する。

- ・【13】 インターンシップへの参画を促すとともに、大学教員を目指す大学院生等に対するプレファカルティ・ディベロップメント（プレFD）を実施する。また、キャリア支援に関する教職員の意識啓発を図るため、研修会・情報交換会を実施する。さらに、学生の職業意識啓発のためのセミナー等の参加者へのアンケート調査や進路調査の結果を踏まえてセミナーの内容等の見直しを行うとともに、博士課程学生・修了者に対する求人情報の提供やマッチングサイトの運用上の課題を把握し、必要な改善を行い、充実させる。加えて、これまでの取組状況について検証する。

【14】 経済支援を必要とする学生や優秀な学生が勉学・研究に専念できるよう、民間資金の獲得などを通じ、学生への経済支援の強化を進める。授業料免除制度及び奨学金制度について、教務情報に関するポータルサイト等を活用し、学生への周知を徹底する。また、優秀な外国人留学生への支援としては、奨学金取得者のうち、入学許可時における奨学金支給決定者数をさらに拡充させる。

- ・【14】 学生への経済支援の強化を進めるため、民間資金などの獲得方策や授業料免除枠の拡充について引き続き実施するとともに、本学独自の給付型奨学金制度を実施する。また、これまでの授業料免除枠の拡充について検証し、今後の方向性について検討を行う。さらに、真に困窮している学生に必要な支援が可能となるよう、授業料免除制度及び奨学金制度に関する学生への周知方策について検証し、改善する。加えて、外国人留学生奨学金取得者のうち、入学許可時における奨学金支給決定者数の拡充方策を実施し、当該決定者数を増加させる。

【15】 課外活動の支援、課外活動施設の充実を行う。また、学生の社会貢献活動を支援する。さらに、学生の福利厚生施設を整備するとともに、学生寮については可能なもの

から順次再整備し、全体として拡充する。

- ・【15】 課外活動の支援、課外活動施設の充実を行う。また、学生の社会貢献活動の支援を充実させる。さらに、福利厚生施設の拡充に向けた検討を進めるとともに、学生寮については順次耐震化に向けた検討を進め、可能なところから充実を図る。

(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

【16】 明確なアドミッション・ポリシーを踏まえ、本学への留学希望者を含む優秀な入学志願者の確保を目指し、各種大学・入試説明会、オープンキャンパス、大学案内冊子等を通じて、本学の基本理念及びアドミッション・ポリシーの浸透を図る効果的な入試広報活動を行う。

- ・【16】 本学への優秀な入学志願者の確保を目指し、オープンキャンパスを引き続き開催するとともに、本学独自の入試説明会等を開催して、本学の教育・入試制度・魅力等の発信を行う。また、各入試説明会での参加者アンケート等を活用し、入試広報活動を充実させる。さらに、留学生については部局ニーズに基づく、出願に直結する広報のあり方を検討するとともに、国内外の留学フェアなど入試広報活動を実施する。また、アドミッション・アシスタンス・オフィスの取扱対象地域についてASEAN方面の拡充を試行する。

【82】 優秀で意欲のある留学生を確保するため、「留学生リクルーティングオフィス」（仮称）を設置し、各国の教育事情等の調査分析を踏まえた戦略的な広報・誘致活動を行う。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【82】 留学生リクルーティングオフィス（仮称）の設置に向けて、国内外の事例調査を実施するなど、プロボストの下に設置された戦略調整会議で検討を進める。

【17】 一般入試及び特色入試で入学した学生の入学後の修学状況や学業成績、大学院への進学状況等の追跡調査を実施するとともに、求める人物像に適った学生が入学しているか検証を行い、これを踏まえて本学における入試制度全体の改革のあり方等について検討し、適切な改善を行う。また、高等学校における幅広い学びと活動の実績を評価し、個々の学部におけるカリキュラムや教育コースへの適合力を判定する「京都大学特色入試」を確立する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【17】 これまでに実施した特色入試の志願状況及び入学者選抜の結果を検証する。また、「高大接続・入試センター」において、特色入試に関する広報活動、高大接続事業の実施、入学者の追跡調査などの事業を展開するとともに、これらの事業の実施状況を検証し、必要な改善を行う。さらに、入学者選抜の実施体制について検証するとともに、必要な改善を行う。

(5) 教育のグローバル化に関する目標を達成するための措置

【18】国際高等教育院の体制を充実させ、英語による全学共通科目の講義の増加・充実を行うとともに、英語による専門科目及びICTを活用した国際共同実施科目の増加と充実等を行う。特に学士課程1・2年次を対象とする英語による基礎・教養科目については、400科目への拡充を目指す。

- ・【18】全学的な協力のもと国際高等教育院の体制の充実を図り、英語による全学共通科目を担当する教員の採用を継続し、英語教育を充実させる。また、英語による専門科目及びICTを活用した国際共同実施科目の充実を行い、留学生に提供するための英語科目モデルパッケージの検討・提供を行う。さらに、これまでの取組状況について検証する。

【19】大学の国際化に向けた学生海外派遣・留学生受入を推進する。具体的には、学生海外派遣については、国際インターンシップの推進や多様な海外留学プログラムの実施により、中長期及び短期の海外留学者数を1,600人（通年）に増加させることを目指す。留学生受入れについては、Kyoto iUPの推進や短期受入プログラムの充実などにより、優秀で意欲のある学生の更なる確保・育成に努めるとともに、受入数を増加させ、外国人留学生数3,300人（通年）を目指す。特に、世界各国の動向（授業料設定を含む）を踏まえた留学生確保のあり方を検討し、その方向性について取りまとめる。また、学生交流の基礎となる大学間学生交流協定の締結数を拡大し、150件を目指す。

- ・【19】大学の国際化に向けた学生海外派遣・留学生受入等を推進するため、部局ニーズも組み入れた、多様な海外留学、国際インターンシップ・留学生受入プログラムを充実させるとともに、アドミッション・アシスタンス・オフィスの取扱対象地域について、ASEAN方面の拡充を試行する。さらに、学生交流の基礎となる大学間学生交流協定の締結を促進する。加えて、これまでの取組状況について検証する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

【83】基盤的、先端的、独創的及び学際的研究を推進する。特に、再生医療分野と医学生物学分野、化学と生命科学との融合分野では、世界を先導する最先端研究を推進し、国際的に評価の高いジャーナル（Top5%）に掲載される大学全体の論文数を、第3期のいずれかの年において800篇を達成する。

また、我が国の人文・社会科学研究の再構築に向け、一層の国際化を推進する。特に、京都の文化や日本の思想に強い関心を持つ世界中の学生や研究者との交流を促進するとともに、その支援を充実させる。

（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【83】基盤的、先端的、独創的及び学際的研究を推進するとともに、それらの研究力強化

に向け、本学の研究者に対する学内研究支援事業を充実させる。

また、人文・社会科学研究の一層の伸長を図るため、具体的な施策についてプロボストの下に設置された戦略調整会議で検討を進める。

【20】 基盤的研究環境の維持発展や、先端的、独創的、学際的研究の推進に向けて、全学的かつ戦略的なりサーチ・アドミニストレーター（URA）の組織体制を整備し、研究支援事業の強化を行う。

- ・【20】 リサーチ・アドミニストレーター（URA）組織による研究支援体制を充実させ、エビデンスベースの大学運営を推進する。また、研究力強化に向け、本学の研究者に対する研究支援事業を充実させる。さらに、これまでの取組状況について検証する。

【21】 世界に冠たる研究を行っている世界トップレベル研究拠点（WPI拠点）を核とした世界トップレベルの国際研究拠点として高等研究院を設置するとともに、iPS細胞研究の裾野拡大や研究体制の強化に向けた取組の推進など、国際的研究拠点等の支援を行う。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【21】 高等研究院に、研究拠点を設置し、国際的な最先端研究を展開するとともに、これまでの取組状況について検証する。また、iPS細胞及びiPS細胞技術を利用する医療・創薬の早期実用化に向けた研究を推進するとともに、iPS細胞研究の裾野拡大を図ることを目的に、研究者・技術者を育成し、iPS細胞技術を普及させる。

【22】 研究連携基盤内の未踏科学研究ユニットを活用し、異分野融合による新たな学術分野の創成を促進する取組を通じて、共同利用・共同研究拠点の運営基盤を確保しつつ組織間の連携強化を図り、研究力強化やグローバル化を推進する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【22】 研究連携基盤内の未踏科学研究ユニットにおいて、優れた外国人教員の雇用や多様な人材の育成、研究成果等の情報発信により、異分野融合による新たな学術分野の創成を加速させる。また、これらの活動を通じて、共同利用・共同研究拠点の運営基盤を確保しつつ各研究所等組織間の連携強化や効率的・効果的な活動を推進し、研究力強化やグローバル化を推進する。

【23】 共同利用・共同研究拠点において、国際ネットワークを形成して国際共同研究や人材交流を推進するため、柔軟な人事制度や研究環境の整備を行う。また、拠点の活動実態や所属研究者の最新の動向に係る情報発信を国内外に向けて積極的に行う。

- ・【23】 共同利用・共同研究拠点において、国際ネットワークを形成して国際共同研究や人材交流を推進するため、待遇面等についてニーズに応じた雇用を進めるとともに、研究者のための研究環境改善や生活面のサポート等を行う。また、研究成果のわかりや

すい発信のため、広報体制について整備を行う。さらに、これまでの活動実績等について検証を行う。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

【24】若手研究者及び女性研究者の研究環境整備と育成支援の充実を行う。また、教員組織（学系・全学教員部）単位で、学術分野の特性等に応じた若手教員の雇用促進に関する計画を定める。これに加え、教員定員の若手教員への優先的再配置を進めるとともに、間接経費や外部資金を活用して若手教員ポストを確保する仕組みを整備するなどして、若手教員数の低下傾向に歯止めをかけ、増加を目指す取組を実施する。更に、外国人研究者への研究支援及び受入体制の充実を行う。

- ・【24】次世代を担う若手研究者の育成支援を目的として、京都大学次世代研究者育成支援事業「白眉プロジェクト」及び科学技術人材育成のコンソーシアムの構築事業等に取り組む。さらに、若手教員の雇用促進に関する計画策定及び必要な制度改正の検討を開始する。

また、女性研究者の研究環境整備と育成支援を目的として、平成30年度も引き続き待機乳児保育室を年度当初から開室し、第11回たちばな賞により優秀な若手女性研究者の顕彰を行い、女子高生を対象とした車座フォーラムを開催する。

加えて、外国人研究者等に係る各種申請手続等に関して、部局担当者からの意見聴取等を踏まえ、利便性を向上させる。また、外国人研究者等に係る住居に関して、民間業者等との連携による新たな宿舍整備を進めるとともに、外国人用宿舍・賃貸物件等の情報提供を充実させる。

上記のほか、これまでの取組状況について検証する。

【25】リサーチ・アドミニストレーター（URA）を中長期的に確保・育成するとともに、事務部門との連携強化等による研究支援体制の整備・充実を行う。特に若手研究者、女性研究者、外国人研究者等に対する支援を強化する。併せて、研究者のワークライフバランスの調整に関する支援、研究活動に根ざした支援を実施する。

- ・【25】多様性に富む教員が研究教育に専念し、能力を発揮しやすい環境の整備に係る以下の取組を行う。
 - ・リサーチ・アドミニストレーター（URA）組織による研究支援体制の充実と事務部門との連携強化
 - ・高度な専門知識・技術を持つURA人材の育成、身分の安定化及びキャリア・ディベロップメントの確立・若手研究者の自立的かつ独創的な研究活動の促進を目的とした支援体制の充実
 - ・女性研究者の支援強化として、本学における育児・介護支援制度の広報の実施
 - ・外国人研究者に係る各種申請手続き等の利便性向上

- ・民間業者等との連携による、外国人研究者が入居可能な宿舍整備計画の推進
- ・外国人用宿舍・賃貸物件等の情報提供の充実
- ・研究者のワークライフバランスの調整を図りやすくするため、待機入園児保育室の継続開室及びベビーシッター助成券の年度当初からの配付
- ・研究・実験補助者雇用制度の継続
- ・これまでの取組状況について検証する。

【26】電子ジャーナル・データベースの適切な選定・収集、京都大学学術情報リポジトリ KURENAIや京都大学研究資源アーカイブのコンテンツ登録・発信の推進、学術標本資料データベースの作成等により、附属図書館や総合博物館等における学術・情報資源を充実させる。

- ・【26】附属図書館や総合博物館等における学術・情報資源の充実に向けた以下の取組を行う。
 - ・平成29年度に検討した電子ジャーナル整備方針に則った電子ジャーナルの計画的な整備及びデータベース整備方針の検討
 - ・KURENAI（京都大学学術情報リポジトリ）に未登録の本学の研究成果（学術雑誌掲載論文、学位論文、紀要論文等）に係る調査等の実施、登録及び公開の推進
 - ・総合博物館における、学術標本資料の保全と電子情報の整備を含む活用環境向上に向けた取組の実施及び検証
 - ・比企標本（鉱物標本）目録刊行
 - ・総合博物館における展覧会開催による学術資源の公開
 - ・京都大学研究資源アーカイブに係る研究資源の資料実物及びデータの保全並びにこれらのデジタル化の実施と、これまでの取組の検証

（3）研究のグローバル化に関する目標を達成するための措置

【27】本学が参加する大学間国際コンソーシアムを介し、大学間国際ネットワークを強化する。また、国際共同研究の推進や人的交流の基礎となる、大学間学術交流協定締結を推進し、協定校数200校超を目指す。これらネットワークの強化や学術交流協定に基づく研究者交流の実施などにより、国際競争力ある海外大学等との国際共同研究を推進する。

- ・【27】国際競争力ある海外大学等との国際共同研究の推進に向けた、以下の取組を行う。
 - ・大学間国際ネットワークとの連携事業の推進
 - ・国際共同研究の推進や人的交流の基礎となる、海外大学・機関との学術交流協定の締結
 - ・国際シンポジウム事業等の拡大強化
 - ・これまでの取組状況を検証する。

【28】若手研究者の海外派遣支援を強化する。また、Webによる申請サービスを充実させ、入国ビザの申請等のワンストップサービスを実施するとともに、留学生宿舎を含む外国人向けの宿舎を合計800戸に増加させることを目指すなど、留学生や外国人研究者及び外国人教員の受入体制・制度を充実させる。

- ・【28】若手研究者の海外派遣及び国際交流等に係る事業を実施・支援する。また、外国人研究者に係る各種申請手続等に関して、部局担当者への意見聴取等を踏まえ、利便性を向上させる。さらに、留学生宿舎を含む外国人向けの宿舎を第3期中期目標期間中に合計800戸に増加させることを見据えて、民間業者等との連携による留学生や外国人研究者が入居可能な宿舎建築等の計画を推進するとともに、外国人用宿舎・賃貸物件等の情報提供を充実させる。加えて、これまでの取組状況について検証する。

【29】高等研究院等の世界トップレベルの研究拠点の形成・充実を図るため、柔軟な拠点運営、また国際化に対応する組織体制や研究支援機能を構築する。

- ・【29】高等研究院に、研究拠点を設置し、国際的な最先端研究を展開するとともに、これまでの取組状況について検証する。

【84】優秀な研究者・学生の獲得や人材育成、海外の産業界との連携等を戦略的に促進するため、海外大学等との双方向型研究交流をチーム単位で行う「On-site Laboratory」（現地運営型研究室）の制度を創設し、設置する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【84】On-site Laboratoryの設置に向けて、プロボストの下に設置された戦略調整会議で検討を進める。

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

【30】京都に関する講義等により、課題認識、俯瞰力、責任力を持った人材を養成するとともに、学生、教員、地域関係者の協働により、地域課題の解決を図る。また、「地（知）の拠点大学における地方創生推進事業」において京都学教育プログラムを実施し、事業終了年度の平成29年度までに、延べ1,500人の履修者を目指す。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【30】京都に関する講義等について、平成29年度に取りまとめた平成30年度以降の実施方針を踏まえ、学生、教員、地域関係者の協働により、地域課題の解決に向けた講義やフィールドワークを実施する。

【31】本学の学術資源を活用し、京都をはじめとする地域等の文化、産業等の発展と課題解決に資する社会連携を推進する。さらに、フォーラム、講演会、隔地の施設公開な

どの社会連携イベントを通じて、社会人等の生涯学習機会を拡充する。

- ・【31】 京都をはじめとする地域等の文化、産業等の発展と課題解決に資する社会連携事業を実施する。また、春秋講義、未来フォーラム、地域講演会などを通じて生涯学習機会を拡充するとともに、京大ウィークスを実施し、隔地の施設公開などを実施する。各事業の参加者数、アンケート等により、実施状況の調査・検証を行い、各事業の見直しや改善を行う。

【32】 各地域の教育委員会との連携協定に基づいた高大連携事業を推進するとともに、連携協定校の生徒を対象とした本学主催の高大連携事業を展開する。その他、スーパーサイエンスハイスクール（SSH）やスーパーグローバルハイスクール（SGH）をはじめとして、高等学校からの要請に基づき、本学の研究の最先端に触れることができる事業を実施する。

また、高大接続事業であるグローバルサイエンスキャンパス（GSC）事業「科学体系と創造性がクロスする知的卓越人材育成プログラム」を文系分野まで拡大し、本学において高度なプレ教育を行う。具体的には、事業終了年度の平成29年度まで、年間180人の参加を目指す。さらに、GSC事業終了時に事業の見直しを行い、継続・発展させる。

- ・【32】 連携協定を締結した教育委員会と協力して高大連携事業を展開するとともに、本学主催のサマースクール及びサイエンスフェスティバルを実施する。

また、スーパーサイエンスハイスクール（SSH）やスーパーグローバルハイスクール（SGH）をはじめとして、高等学校からの要請に基づき、本学の研究の最先端に触れることができる事業を実施する。

さらに、高大接続事業であるグローバルサイエンスキャンパス（GSC）事業について、平成29年度に取りまとめた平成30年度以降の実施方針を踏まえ、必要な改善や文系分野への拡大を行い、意欲と主体性を持った人材の育成に資する教育を実施する。

4 その他の目標を達成するための措置

(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

【33】 独立行政法人国際協力機構（JICA）や国際連合教育科学文化機関（UNESCO）など国際機関等との連携及び国際協力により、ASEAN地域をはじめとする様々な地域において国際貢献を図る。また、医療スタッフや医療技術による国際的な医療貢献を推進する。

- ・【33】 海外拠点の活用も含め、独立行政法人国際協力機構（JICA）や国際連合教育科学文化機関（UNESCO）をはじめとする国際機関等との連携及び国際協力を図り、ASEAN地域を始めとする様々な地域において国際的な協力事業を推進する。また、ブータン王国に医師等を派遣し臨床支援活動を行うとともに、他国においても海外関係機関との医療スタッフ交流を図り、国際的な医療貢献を推進する。さらに、これまでの取組状況について検証する。

【34】 各部局による従来の研究交流実績を踏まえて全学海外拠点を整備するとともに、それら海外拠点の4つの共通ミッション（研究活動支援、教育活動支援、教職員・学生の国際化及び社会連携）に基づき、各地域におけるハブ機能を担う運営を進める。

- ・【34】 全学海外拠点のハブ機能を担う運営を進め、本学の研究教育活動を支援する。特に部局間の連携を進め、研究交流ネットワークの戦略的整備への取組を行う。また、新たな海外拠点の設置に取り組む。さらに、これまでの取組状況について検証する。

【35】 スーパーグローバル大学創成支援「京都大学ジャパングートウェイ構想」事業の目標達成に向け、第2期中期目標期間において整備した世界トップレベルの外国人教員を待遇面等で柔軟に雇用可能とする制度等を活用し、以下の取組を進める。（戦略性が高く意欲的な計画）

(a) 外国の大学との共同実施科目をコアカリキュラムとする国際共同教育プログラム「スーパーグローバルコース」、外国の大学と共同で教育課程を編成し学位を授与する国際共同学位プログラム「ジョイント／ダブルディグリープログラム」について、事業を実施する6分野を中心に遂行するとともに、全学位コースのうち外国語のみで卒業できるコースを30まで拡張し、さらに国際通用性を備え、質保証された教育制度・教育課程を構築し、拡充する。また、これらの成果のひとつとして、学生の国際共著論文数（国際学会共著発表論文を含む。）の増加を目指す。

(b) 教育・研究環境の国際化対応のため、国際教育アドミニストレーターによる効果的な支援や、海外拠点の拡充、事業を実施する6分野を中心に学位プログラム実施のための大学間交流協定の締結等を推進する。

(c) 入試における外国語力の判定の外部試験の活用、多様なカリキュラムに対応した柔軟な学事暦の設定、インターネットを活用した講義のオンライン配信など、大学の国際開放性を意識した教育改革を進める。特に、遠隔講義システムによる講義等ICTを活用した国際共同実施科目として90科目の開講を目指す。

- ・【35】 「京都大学ジャパングートウェイ構想」事業の目標達成に向けた、以下の取組を行うとともに、これまでの取組状況について検証する。

- ・「ジョイント／ダブルディグリープログラム」等の国際共同教育・学位プログラムを推進
- ・教育・研究環境の国際化対応のため、国際教育アドミニストレーターによる、部局のニーズに沿った調査・情報提供等を行うとともに、大学間交流協定の締結等を推進
- ・入試における外国語力の判定の外部試験の活用を促進

- ・遠隔講義システムによる講義等ICTを活用した国際共同実施科目として新規科目を更に開講

【36】国際高等教育院附属国際学術言語教育センター（i-ARRC）の強化、研究連携基盤内に置く学際的研究組織（未踏科学研究ユニット）の体制整備及び「On-site Laboratory」の設置等により、優れた外国人教員等の雇用を組織的・戦略的に推進し、それらの数を延べ500人に増加させる。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【36】国際高等教育院附属国際学術言語教育センター（i-ARRC）や研究連携基盤未踏科学研究ユニットをはじめとした組織の強化や体制整備等を行うため、優れた外国人教員等の雇用を組織的・戦略的に推進し、それらの数を増加させる。

【37】国際戦略推進業務がより円滑に遂行できるよう、部署間連携体制を充実・強化する。また、若手研究者・学生・職員の海外派遣に係る支援を強化する。さらに、英語研修実施や自己啓発支援により、グローバル化を支える職員を計画的に育成し、外国語力基準を満たす専任職員120人の確保を目指す。

- ・【37】国際戦略推進業務の円滑な遂行のため、国際担当部署と、企画・広報・IR推進・学術研究支援等担当部署との連携体制のさらなる充実に取り組む。また、若手研究者・学生・職員の海外派遣に係る支援を強化する。さらに、グローバル化を支える職員を計画的に育成するため、英語実践研修及び自己啓発支援等を実施する。加えて、これまでの取組状況について検証する。

（2）附属病院に関する目標を達成するための措置

【38】医師、看護師、薬剤師、技師等全ての医療従事者の連携によるチーム医療を引き続き推進するとともに、「安全」を中心とした診療業務に係る処理手順等の見直しを行い、患者個人の価値観や多様なライフスタイルに応じた医療の提供を行う。さらに、医療事故調査報告制度を活用することにより、医療の安全を確保し、質の高い医療を提供する。また、医療情報システム等の再構築を含めた改善を図り、医療従事者の業務負担軽減を進めるとともに、医療安全等の大学附属病院間における相互チェックの対策等を進めることにより、医療の安全性を向上させる。

- ・【38】患者個人の価値観や多様なライフスタイルに応じた医療の提供に向けて、医療問題対策・臨床倫理委員会における日常の臨床現場での倫理問題に関する事例相談への取組を行う。

また、質の高い医療を提供するため、医療の安全の確保と安全性の向上に向けた、以下の取組を行う。

- ・医師、看護師、薬剤師、技師等全ての医療従事者の連携によるチーム医療の推進の一助として、クリニカルパス（治療や看護の手順）の使用拡大に向けた所要の見直

しと改善

- ・診療業務標準化委員会における診療業務の標準化の実施
- ・医療安全管理のための各種マニュアルについて、適宜の見直し・改訂及び必要に応じた新規策定
- ・医療事故調査報告制度により全国から集積された事例の情報に基づく、再発防止への取組
- ・新・総合医療情報システム（KING6）の必要に応じた改善の実施
- ・大学附属病院間における相互チェック、特定機能病院間相互のピアレビューの実施及び必要に応じた改善の実施

【39】第2期中期目標期間から実施している総合医療情報システム更新に伴うICT化を更に推進することにより、安全チェック機能を強化し、プライバシーを確保した患者情報の一元管理や情報開示を拡充するとともに、第2期中期目標期間から開始された地域包括ケアシステムの推進をはじめとした、京都府及び京都市並びに地域の医療機関との連携を強化し機能分担を進めることにより、大学病院として求められる医療を提供する。

- ・【39】安全で質の高い医療の提供を目指し、医療機関との連携の強化及び機能分担に向けた、以下の取組を行う。
 - ・新・総合医療情報システム（KING6）の必要に応じた改善の実施
 - ・京都府広域連携医療情報基盤システム（まいこネット）を通じた患者診療データの提供
 - ・地域医療機関との間での紹介患者の受入れ及び患者逆紹介

【40】病院再整備計画において、個室率を32.3%、患者食堂を計25箇所を増加させるなどの取組により、患者アメニティを向上させる。また、カンファレンスルームの増設及びスタッフステーションの改善等により、医療に専念できる快適な職場環境の整備を行う。

- ・【40】患者アメニティの向上と快適な職場環境の整備に向けた、以下の取組を行う。
 - ・病院再整備計画における、総合高度先端医療病棟（Ⅱ期）・iPS等臨床試験センターに係る工事の円滑な推進と患者アメニティや医療スタッフの環境改善に向けた工事計画の実施
 - ・既存施設の改修整備方針と基本計画の策定による計画推進
 - ・患者満足度調査（院内サービス向上のためのアンケート調査）の実施及びアンケート結果に基づく院内サービスの改善

【41】医学部等との連携を強化して、学部学生の臨床実習受入体制を整備拡充し、臨床参

加型の卒前教育の充実に取り組むとともに、多職種間連携による教育支援、アウトカムに沿う指導、評価を取り入れ、将来のキャリアパスにつながる卒後研修プログラムを実施することにより、卒前、卒後を通じて優れた医師を育成する。

- ・【41】 高度な診療・研究能力と技術を有し、診療力の高い、人間性豊かな医療人の育成に向けた以下の取組を行うことにより、卒前、卒後を通じて優れた医師を育成する。
 - ・医学部等との連携を強化して、学部学生の臨床実習受入体制を整備拡充し、臨床参加型の卒前教育を充実
 - ・多職種間連携による教育支援、アウトカムに沿う指導、評価を取り入れ、将来のキャリアパスにつながる卒後研修プログラムを実施

【42】 指導者・ファシリテーターなどの人材について育成コースを設立して育成し、診療科と連携してシミュレーション教育の拡充など院内の教育システムの基盤を強化することにより、必要な知識・技能を効率的に修得させるとともに、院内外並びに地域の医療者のニーズに合わせた有益な生涯学習の機会を提供する。

- ・【42】 指導者・ファシリテーターなどの人材育成を目的とした育成コースに関し、診療科と連携してシミュレーション教育の拡充など院内の教育システムの基盤を強化することにより、同コースの受講者に対し、必要な知識・技能を効率的に修得させるとともに、院内外並びに地域の医療者のニーズに合わせた有益な生涯学習の機会を提供する。また、これまでの取組状況について検証する。

【43】 若手医療従事者の海外派遣や他国の医療従事者の受入れにより医療交流を推進し、多様な価値観を備え国際感覚を涵養した人材を育成する。

- ・【43】 ブータン王国のジグミ・ドルジ・ワンチュク国立病院に医師等を派遣し、同病院において専門医の養成を支援する活動を実施するとともに、これまで実施した専門医研修プログラム作成補助活動の評価等を行う。また、海外の関係機関との国際交流協定に基づき、医療スタッフの交流を図り、国際的な医療貢献を推進する。

【44】 ワークライフバランスを考慮して、医療従事者が安心して医療に従事できるよう、院内保育所の整備等の環境の整備を行う。

- ・【44】 医療従事者が安心して医療に従事できる環境整備に向けた、以下の取組を行う。
 - ・託児サービス（お迎え託児、26時間託児）の実施や、利用しやすい病児保育室へ向け、必要に応じて改善を実施
 - ・短時間勤務支援制度の活用状況を検証するとともに、必要に応じて制度改正を実施
 - ・新たな院内保育所について、平成28年度に決定した方針に基づき、設置に向けた準備を推進

【45】臨床研究総合センターを活用した、臨床研究を推進するための支援ツールの提供や支援体制の充実・強化を行い、新医療の創成につながる医師主導治験や第2期中期目標期間中に認定を受けた国家戦略特別区域会議における特例などを活用し、先進医療、先端医療を新規に10件以上実施できるよう環境を整備する。

- ・【45】臨床研究総合センターを活用した臨床研究を推進するため、支援人員の安定的雇用等により、臨床研究支援体制を充実・強化し、及びこれまでの取組状況の検証を行う。また、開発した支援ツールを活用し、医師主導治験又は先進医療等の先端的医療の実施を促進し、新規に1~2件実施する。

【46】産官学連携による先端的医療の研究開発に取り組み実用化を推進するとともに、先端的な医薬品・医療機器、及び再生医療等の研究開発や疾患メカニズムの解明、早期診断法の開発などに取り組む。

- ・【46】産官学連携による先端的医療の研究開発に取り組み、実用化の推進に向けた以下の取組を行う。

- ・先端医療機器開発・臨床研究センターの研究プロジェクト入居率100%の維持を目指して新規研究プロジェクトを発掘・配置
- ・革新的医療機器等の実用化の状況を踏まえた研究プロジェクトの支援と弾力的な配置・運営等
- ・革新的医療機器等の開発推進、医療機器・医療技術の開発を担う人材育成及び臨床研究支援等のコンテンツの整備

また、先端的な医薬品・医療機器、及び再生医療等の研究開発や疾患メカニズムの解明、早期診断法の開発に向け、先制医療・生活習慣病研究センターにおいて、健常人・疾病発症早期の臨床データの取得を継続し、生活習慣病などにおける分野横断的研究を推進する。

【47】外部委託等により業務の効率化を進め、共通機能の集約化により効率的に業務に従事できる組織の体制確立に取り組むとともに、業務の質を向上させるため、公募型プロポーザル方式による新しい外部委託契約の手法を導入する。

- ・【47】病院業務の効率化及び業務の質向上を図るため、Ⅱ期病棟の開院に向けて外部委託業務の内容を確認するとともに、必要に応じて外部委託の追加・見直しを検討し実行する。また、機器の貸付を含めた新たな手法で平成29年度に契約を締結した「駐車場運営管理業務」に関しては、安定した運営体制を確立する。さらに、品質マネジメントシステムに基づく受託業者の評価制度を確立する。加えて、平成29年度に引き続き、公募型プロポーザル方式による新しい外部委託契約の手順、フロー、審査方法等を確立し、公募型プロポーザル方式が有効と判断される外部委託については、積極的に実行する。

【48】医薬品及び医療材料等の効率的な管理運営体制を整備するとともに、医薬品及び医療材料等の経費削減に継続的に取り組む。また、医療機器について、医療機器管理システム等を活用して管理を一元化することにより、効率的・有効的な管理運営体制を整備するとともに、医療機器の更新計画の作成に取り組む。

- ・【48】医薬品、医療材料等の採用品目の適正化及び標準化に取り組むとともに、物流管理システムによる供給管理体制の充実及び在庫削減の取組を強化し、恒常的な取組として実施する。また、医療機器の効率的・有効的な管理運営体制を整備するため、引き続き医療機器の集約化及び標準化に取り組むとともに、適正な医療機器の管理に向けて、資産の確認と資産データ整備に取り組む。また、並行して、新しい医療機器管理システムの導入を進める。

（3）産官学連携に関する目標を達成するための措置

【49】新たな研究シーズの発掘と活用に向けた効果的な特許化を推進するとともに、産官学連携活動制度・組織を充実させる。また、産業分野の特徴を踏まえた戦略的な知的財産の活用及び技術移転機関との連携等による研究成果の効果的活用を行う。

- ・【49】本学の多様な研究成果の社会への還元に向けた以下の取組を行う。
 - ・産業界のニーズに合った活用しやすい知的財産創出のため、知的財産パッケージ化及び知的財産ルール策定等の支援
 - ・大学単願、共願を組み合わせた大型技術移転増加のため、技術移転機関を活用した産官学連携体制の構築
 - ・国内外における特許説明会（技術紹介イベント）の開催やこれらへの参加
 - ・戦略的な共同研究スキームを一層強化し、「組織」対「組織」の産官学連携を推進

【85】世界最高水準の独創的な研究開発の成果等を社会的価値の創出へとつなげるため、新たに事業会社を設立し、コンサルティング・シンクタンク事業など研究成果・知的財産を活用した取組を展開する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【85】新たな事業子会社の設立及び機能の実質化に向けた以下の取組を行う。
 - ・コンサルティング、リエゾン機能等の産学連携のインターフェース機能の拡充に向けた制度、体制の構築
 - ・産官学連携本部と事業子会社との連携による研修・講習事業、コンサルティング事業及び事業化支援事業等の実施・運営
 - ・産官学連携イベント等の企画・運営、社会人向け教育プログラム等の実施・運営

【50】産官学連携拠点を整備・強化するとともに、国際産学連携ネットワークを構築する。

- ・【50】産官学連携におけるグローバルな組織間ネットワークの構築に向けた、以下の取組

を行う。

- ・産官学連携拠点の整備・強化を図るため、国際科学イノベーション棟を国際的な産官学連携拠点として活用
- ・他機関との連携状況についての検証及び必要に応じた実務的産官学連携ネットワーク機関の見直し
- ・国際産学連携ネットワークを構築するため、海外機関と連携した国際セミナー等の開催とともに、研修や国際産官学連携活動を通じた国際的な人材育成プログラムの開発及び実施
- ・海外機関との産官学連携活動等を通じて発生するリスクを勘案した法務室の強化
- ・海外企業を対象とした産学連携事業の推進

(4) 産業競争力強化法の規定による出資等に関する目標を達成するための措置

【51】 認定特定研究成果活用支援事業者（京都大学イノベーションキャピタル株式会社）の株主として、プログラムのパフォーマンスを測るため、産学共同実用化促進事業の実施状況をモニタリングし必要な改善を行う。

研究成果の事業化及び教育研究活動の活性化を図るため、シーズ探索・情報収集の強化、研究・開発ステージに応じた起業支援を実施する。

イノベーションエコシステムを構築し、また、地域における経済活性化に貢献するため、地元の自治体や企業との連携を図る。

- ・【51】 産学共同実用化促進事業実施委員会にて、プログラムのパフォーマンスを測るため、産学共同実用化促進事業の実施状況をモニタリングし必要な改善を行うとともに、取組の効果を検証する。

研究成果の事業化を推進するため、以下の取組を行うとともに、取組の効果を検証する。

- ・事業化支援体制の強化
- ・GAPファンドプログラム・インキュベーションプログラムの実施
- ・京都大学イノベーションキャピタル株式会社や京都大学認定ファンドとの定期的な情報共有の実施
- ・アントレプレナー教育の実施
- ・ベンチャー企業の活動拠点となる、インキュベーション施設の運営及び入居者支援の実施
- ・イノベーションエコシステムのため、地元自治体等との連携を強化

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

【52】 総長が迅速な意思決定を行えるよう、機動的なガバナンスの構築を目指し、IR機能

の強化など継続的に体制を見直すとともに、本学の理念及び特色を反映した戦略を策定する。また、執行部と部局との連携調整の下に戦略立案を担当する理事（京都大学版プロボスト）及び調整機能の場として戦略調整会議を設置する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【52】 総長が迅速な意思決定を行えるよう、機動的なガバナンスの構築を目指し、プロボスト及び戦略調整会議における検討・調整、IR機能の強化など継続的な体制の見直し並びに本学の理念及び特色を反映した戦略の策定に向けた以下の取組を行う。
 - ・ 理事、副学長、副理事、総長顧問、理事補等の任命
 - ・ IRの基盤となる各種データベースの拡充等の検証
 - ・ 戦略策定に資する調査の実施及び分析情報の提供等による担当部課における戦略実施の支援
 - ・ 総長のリーダーシップのもと、大学の将来構想実現のために必要な戦略的・重点的な方策について、具体的計画の検討・策定・実施

【53】 経営協議会の開催に合わせ、本学の具体的な教育研究活動の実地視察を行ったうえで意見交換会を実施する等により、学外者の意見を聴取し、大学運営の改善に役立てる。

- ・【53】 大学運営の改善に役立てることを目的として学外者の意見を聴取するため、教育研究活動の実地視察を行ったうえで経営協議会学外委員と本学執行部との意見交換を行う。

【54】 年俸制の拡充、クロスアポイントメント制度の活用など、弾力的な給与制度の運用を促進する。また、年俸制の対象範囲や業績評価のあり方などを検証しつつより効果的な年俸制の運用を行うとともに、任期制の活用を通じて教員の流動性を向上させる。

- ・【54】 年俸制教員に関して、分野や業務内容に応じ実施した定期評価（平成30年3月31日を基準）について、次期定期評価に向けた検証を開始する。また、引き続き部局のニーズに応じて任期制を導入しているポストや著名な教員の招へい等に年俸制の適用を推進する。さらに、外部資金で雇用する特定有期雇用教員を含め、任期制ポストの拡充を図る。さらに国内外の研究機関等とのクロスアポイントメントを促進し、人材交流の拡大に努める。

【55】 女性、若手、外国人等多様な人材を積極的に登用し、能力の一層の活用を行うとともに、男女共同参画推進に関する研修・フォーラムの開催等により、教職員・学生への啓発活動を推進する。

- ・【55】 多様な人材の積極的な登用に向けて、優れた外国人教員の雇用を組織的・戦略的に推進するために定員を配置するとともに、男女共同参画推進に向けた以下の取組を行

う。

- ・全学の男女共同参画アクションプランに基づく部局毎の同アクションプラン策定及びその実行の促進
- ・女性職員対象のライフイベントを前提としたキャリアデザインセミナーを実施し、本学における育児・介護休業制度等や各種支援制度を周知するとともに、アンケート結果を踏まえた同セミナーの改善
- ・女性管理職職員の配置目標（全学で12名以上）に向けて、事務系女性職員の積極的な登用を行う。
- ・学生の男女共同参画の意識を深めるため、学生向けのILASセミナーの開講
- ・男女共同参画推進センターが主催する男女共同参画に関するフォーラムを開催し、意見交換やアンケートによる本学教職員の男女共同参画に関する要望の把握

【56】事務系職員の採用方法について、統一採用試験とは別に導入した独自採用試験を充実させ、多様かつ優秀な人材の獲得を促進するとともに、これに即したキャリアパスを確立する。また、人件費削減に対応しつつ、主に定型的業務等を安定的に実施するために従来の定員1に対し2名を雇用できる仕組みとして創設した事務職員（特定業務）の拡充により、これまで事務系職員が担っていた定型的業務の量を緩和し、監督・育成・業務指導、企画立案や管理運営に関する業務の比重を増加させ、事務組織の機能強化を促進する。

- ・【56】事務系職員独自採用試験において、より効果的な広報活動を計画・実施し、新卒・中途問わず幅広い層からより優秀な人材を確保する。独自採用試験による中途採用者については、採用後の年数に関わらず、その経験・能力に応じて上位職への積極的な登用を行う。また、事務職員（特定業務）についても学内各事務部等の状況を踏まえ、配置を拡充する。

【57】大学全体の更なる機能強化を図るため、世界のリーディング大学として教育・研究・医療等の質を高めることができるよう、総長のリーダーシップのもとで、全学的な視点から外国人教員及び若手教員等の積極的な雇用促進並びに事務組織の機能強化を図るための定員を再配置するとともに、運営費交付金等の戦略的な経費配分を行う。

- ・【57】世界のリーディング大学として教育・研究・医療等の質を高めるため、総長のリーダーシップのもとで以下の取組を行い、大学全体の更なる機能強化を図る。
 - ・教員について、「第三期中期目標期間における人件費・定員管理の在り方に関する基本方針」等に基づく、戦略的な人員配置の実施
 - ・若手教員の雇用促進に関する計画策定及び必要な制度改正の検討開始
 - ・事務職員の再配置定員について、透明性、公正性を確保しつつ、全学的視点から真に必要な部署への重点的措置及び適材適所の人員配置の実施

- ・運営費交付金等の戦略的な経費配分の実施

【58】 教員評価制度の更なる質の向上を促進するとともに、年俸制教員に係る業績評価制度について、分野や業務内容に応じ、効果的な運用システムを確立する。

- ・【58】 平成29年度に策定した実施方法等に基づき、第4回教員評価を実施する。
また、年俸制教員に関して、分野や業務内容に応じ実施した定期評価（平成30年3月31日を基準）について、次期定期評価に向けた検証を開始する。

【59】 監事機能及びサポート体制の強化や監事、内部監査部門、会計監査人の連携強化及び監査員に専門分野の外部有識者を充てるなどにより、監査部門を充実させる。また、監事監査や内部監査等の監査結果を運営改善に反映させるためのより効果的な改善サイクルを構築し、実施する。

- ・【59】 監事のサポート体制について検証するとともに、専門分野の外部有識者が参加した内部監査について、平成29年度に行った検証の結果を踏まえて、改善する。また、見直しを行った改善サイクルの循環と監査部門間の連携に係る実施体制について、より効果的な運用を行う。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

【60】 教育研究上の目的に応じて柔軟な組織編成が可能となるよう構築した体制（教育研究組織から人事・定員管理機能を学域・学系へ分離）により、ミッションの再定義で明らかにした研究水準や教育の成果等を踏まえたうえで、学問の発展や社会的要請等を総合的に勘案し、教育研究組織の見直し、再編成等を行う。

- ・【60】 学域・学系制（教育研究組織から教員の人事・定員管理機能を教員組織へ分離した制度）について、平成29年度に行った制度の検証結果を踏まえて、引き続きその運用状況を把握し、検証を行う。また、学域・学系制の運用によりもたらされる効果や展開、ミッションの再定義で明らかにした研究水準や教育の成果等を踏まえたうえで、学問の発展や社会的要請等を総合的に勘案し、必要に応じて教育研究組織の見直し、再編成等を行う。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

【61】 業務内容等に応じた事務処理体制の見直しや簡素・効率化を促進するとともに、職員の人事評価制度については趣旨の浸透・定着及びこれを通じた改善などを行い、研修制度については内容をより一層充実させるなど、職員のより一層の資質向上及びこれによる組織の機能強化を促進する。また、情報担当部署の更なる強化や、高度なコミュニケーションが可能なICTツールの導入などによる情報環境の拡充、高度化を行う。

- ・【61】 事務組織における業務運営の更なる効率化や職員の質の向上等に向けた以下の取組を行う。
 - ・業務内容等に応じた事務処理の簡素・効率化に係る検証
 - ・職員の人事評価制度に関する体系的理解の促進並びに運用上の課題の検証及び改善
 - ・研修内容について、各研修のアンケート等による検証結果を踏まえ、必要に応じた改善の実施
 - ・情報担当人材の育成
 - ・事務用汎用コンピュータ及び教職員ポータルの更新による新規ICTツールの導入

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

【62】 外部資金等を効果的に獲得するため、自己収入源の多角化を検討するとともに、積極的な情報収集・共有並びに研究費等の申請などの支援機能を強化する。また、中長期的な視点での寄附募集活動を推進するための指針として策定した「京都大学基金戦略」に基づき、寄附募集活動を推進するため、ファンドレイザーの増員による基金室の組織強化など全学的な寄附募集の体制整備を行う。

- ・【62】 外部資金の獲得に向け、リサーチ・アドミニストレーター（URA）を中心に、外部資金の情報収集・共有や申請等の支援を行うとともに、取組状況について検証する。また、「京都大学基金戦略」に基づき、京都大学基金の寄附募集活動を推進するとともに、取組状況について検証する。さらに、自己収入源の多角化について検討を行う。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

【63】 教職員の経費削減に対する意識を高めるため、研修・講習会の実施や決算分析資料等の提供を定期的に行うとともに、管理的経費を抑制するため、更なる事務の改善・合理化策や学内外の様々な経費削減の取組を調査・検討し、本学に有効と判断されるものの全学実施を推進する。

- ・【63】 教職員の経費削減に対する意識を高めるため、研修・講習会の実施や決算分析資料等の提供を定期的に行う。また、管理的経費を抑制するため、更なる事務の改善・合理化策として、ICTを活用した伝票入力業務等の合理化を推進するとともに、引き続き学内外の様々な経費削減の取組の調査・検討を行う。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

【64】 保有資産の管理状況や適切な処分等を定期的を確認し、適切な管理等を徹底するとともに、保有設備・装置についてデータの公開範囲を拡大する。また、職員宿舎に関しては、第2期中期目標期間において策定した整備方針に基づき、耐震性能を満たしていない宿舎について具体的な整備方法、スケジュール等を決定し、順次整備する。

- ・【64】 保有資産の適切な管理徹底や有効活用に向けた以下の取組を行う。
 - ・ 保有資産の定期的な確認による管理等に関する諸手続き方法等の検証と改善
 - ・ 公開システムの活用による保有設備・装置に関するデータ公開範囲の拡大
 - ・ 職員宿舎整備方針に基づく本年度の改修等に関する計画の策定及び実施

【65】 全学的に利用する施設について、構築した責任体制や管理主体及び作成した統一管理マニュアルをもとに、定型的労務作業の多い建物管理のアウトソーシングを実施する。

- ・【65】 全学共同利用建物や複数部局共有建物の管理に関して、統一管理マニュアルをもとに実施した定型的労務作業のアウトソーシングの検証結果を踏まえ、必要な見直しを行うとともに、より効率的な管理体制について引き続き検討する。
また、全学的施設の一つである楽友会館の食堂営業部門について、アウトソーシングを実施する。

【66】 資金の有効活用を図るため、資金管理計画を策定し、精度の高い資金繰計画に基づく資金の効果的な運用により利益の確保に努め、その運用益を教育研究等経費に戦略的に充当する。

- ・【66】 資金の有効活用を図るため、資金管理計画を策定し、精度の高い資金繰計画に基づく資金の効果的な運用により利益の確保に努め、その運用益を教育研究等経費に戦略的に充当する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に係る目標を達成するための措置

【67】 着実な評価を継続的に実施するために、研修会を実施するなど学内の評価風土を醸成しつつ、評価指標の設定を重視した、より客観的な評価を実施するとともに、その中で把握した課題に係るフォローアップを行うなど内部質保証システムの機能を高め、着実な大学運営の改善に繋げる。

- ・【67】 国立大学法人評価（平成29事業年度評価・4年目終了時評価）及び大学機関別認証評価を見据えた全学・部局における自己点検・評価を着実に実施するとともに、専門職大学院認証評価（法学研究科法曹養成専攻・医学研究科社会健康医学系専攻）を受審する。また、自己点検・評価の中で把握した課題に係るフォローアップを行う内部質保証システムにより、大学運営の改善に繋げる。また、平成30事業年度に係る業務の実績に関する評価においては、引き続き、達成度を測る評価指標の設定など、より客観的な評価方法を検討し、活用する。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

【68】 本学の個性や魅力の認識（ブランディング）、ステークホルダーのニーズ把握（マーケティング）、各ステークホルダーに合った情報の確実な提供（ターゲティング）を基本理念とする「京都大学の広報戦略」に基づき、大学の可視化と大学ブランドイメージの発信及びファン層の拡大を狙う。このため、正確かつ迅速な情報発信にとどまらず、他大学にはない個性や魅力に満ちた諸活動をWebサイトなどの様々な広報媒体により国内外に紹介するとともに、外部の多様なメディアなど社会とのネットワークを最大限活用し、情報の浸透・拡散を促進する。また、海外の研究者や学生等のターゲットに向けても、翻訳体制を充実し多言語による情報発信体制を整えるとともに、科学情報のアウトリーチ活動に長けた学外の専門家や学内の高度専門職、外国人教職員、留学生を効果的に活用し、大学の諸活動を海外にも分かりやすく伝える。

- ・【68】「京都大学の広報戦略」に基づき、情報公開や情報発信等を推進し、大学の可視化と大学ブランドイメージの発信及び新たなファン層の拡大を図るため、以下の取組を行う。
 - ・学内での連絡・調整、連携体制の強化に向けた「広報担当者連絡会」等の開催
 - ・UI（ユニバーシティ・アイデンティティ）の充実
 - ・ターゲットを意識した広報誌の発行
 - ・日本語版ホームページ及び大学ブランドサイトの充実及び検証
 - ・各種SNSの積極的な活用及び検証
 - ・海外へ向けた情報発信の体制充実と専門的人材を活用した研究成果等の海外発信の強化と平成29年度の検証結果を踏まえた海外発信の方策や体制の改善
 - ・英語版ホームページのリニューアル後の検証
 - ・学校教育法施行規則第172条の2において公表が求められている項目のホームページ及び大学ポートレートへの掲載

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

【69】 教育・研究・医療・学生支援環境の質の向上に反映させるため、第2期中期目標期間において策定したキャンパスマスタープランに沿って、環境負荷低減の継続・促進やパブリックスペースの確保などを踏まえた施設整備を行い、大学を取り巻く状況の変化に応じて更にキャンパスマスタープランの見直しを行う。また、施設設備の長寿命化に資する機能改善を推進するとともに、第2期中期目標期間において必要性を確認した非構造部材耐震化やライフライン耐震化などにより防災機能を強化する。さらに、情報基盤においては、高速で信頼性が高くディペンダビリティ（安定性）が確保された情報ネットワークを計画的に整備する。

- ・【69】 教育・研究・医療・学生支援環境の質の向上、施設整備の老朽化対策及び防災機能

強化に向けた以下の取組を行う。

- ・キャンパスマスタープランに沿った、環境負荷低減の継続・促進及びパブリックスペースの確保などを踏まえた施設整備並びに大学を取り巻く状況等を踏まえたマスタープランの見直し
- ・施設設備の長寿命化に資する計画の策定に向けた取組の推進及び教育・研究・医療活動に著しく支障のある老朽施設の機能改善
- ・建物内の基盤設備の計画的な改善
- ・非構造部材やライフラインの耐震化などによる防災機能の強化
- ・平成28年度に策定した整備計画に基づいた、高速で信頼性が高くディペンダビリティ（安定性）が確保された情報ネットワーク基盤の整備・運用及び必要に応じた整備計画の見直し

【70】 教育研究等活動の推進に向けて、スペースの弾力的運用、プロジェクト研究等に対応する共用スペースを新たに確保するとともに、スペースチャージ制の適用範囲や活用方法を見直し、制度をよりの確かつ効果的に推進する。また、改修、修繕等により変化した施設設備等の実態について、点検評価を実施し、これに基づき財源等も踏まえたうえで、機能保全・維持管理計画の対象範囲を拡充し、それを着実に実施して施設マネジメントを推進する。

- ・【70】 スペースの弾力的運用及びプロジェクト研究等に対応する共用スペース創出を推進するとともに、機能保全・維持管理計画及び施設修繕計画に基づく基幹設備更新を着実に実施し、施設マネジメントを推進する。また、施設修繕計画の実施状況を検証し、平成31年度以降に実施する同計画を見直す。

【71】 民間資金を活用した事業方式（PFI等）の導入等、多様な財源を活用し、（桂）総合研究棟Ⅴ、（桂）福利・保健管理棟施設整備事業、（南部）総合研究棟施設整備事業、（北部）総合研究棟改修（農学部総合館）施設整備事業、（桂）総合研究棟Ⅲ（物理系）施設整備事業、（南部）医薬系総合研究棟施設整備事業を実施する。

- ・【71】 民間資金を活用した事業方式による施設整備（外国人研究者等の宿舍整備等）を推進し、各PFI事業については、平成30年度分の維持管理業務を確実に実施する。

2 環境管理に関する目標を達成するための措置

【72】 サステイナブルキャンパスの構築に向け、環境賦課金制度を活用した環境負荷低減に資する整備を実施するとともに、環境配慮啓発活動を推進し、他大学にも働きかけながら学生・教職員がともに考え協働する取組を実施する。

- ・【72】 サステイナブルキャンパスの構築に向け、環境賦課金制度を活用した環境負荷低減に資する整備（LED照明設備整備、高効率空調設備整備、既存設備の運用改善のための

設備整備等省エネルギー・CO2排出量削減に関する整備)を引き続き実施するとともに、平成29年度の実施内容の検証を行う。学内において様々な情報伝達媒体を活用しながら環境配慮啓発活動を推進するとともに、他大学にも働きかけながら学生・教職員がともに考え、協働できる場(サステイナブルキャンパス構築に向けた方策・知見についての情報収集とその実施が可能な場)の提供に取り組む。また、これまでの取組状況について検証する。

3 安全管理に関する目標を達成するための措置

【73】教職員・学生等の教育研究や医療従事活動に係る災害の発生を低減するために、実験室等の安全な教育研究及び医療環境を整え、その体制の最適化を進め、安全管理体制を強化するとともに、災害の未然防止に注力する。また、発生した災害等については、速やかに把握・分析し、その情報を全学で共有して再発防止に活用する。さらに、外国人研究者、留学生を含めた全構成員に対する化学物質等に係る安全教育を充実させ、安全意識の醸成に向けた取組を実施する。

- ・【73】教職員・学生等の教育研究や医療従事活動に係る災害の発生を低減するために、実験室等の安全な教育研究及び医療環境を整え、安全管理体制の最適化や強化のための方策を実行・検証する。また、発生した災害等については、速やかに把握・分析し、その情報を全学で共有して再発防止に活用するとともに、共有・活用の状況について検証する。さらに、外国人研究者、留学生を含めた全構成員に対する、より効率的、効果的な、化学物質等に係る安全教育について、必要な改善を行い、充実に向けた計画を実施する。

加えて、メンタルストレスへの対応策としてストレスチェックを実施し、その結果を活用してメンタルヘルス不調を防止する。上記のほか、教職員・学生等の健康を増進するために、ヘルシーキャンパス運動等の取組を実施する。

【74】大規模災害等発生時における学生、教職員等の安全を確保するため、危機管理体制を充実させるとともに、大学間等の相互協力体制を充実させる。また、事業継続計画に基づく訓練を実施し、計画を適宜見直すことにより、大規模災害等発生時における初動体制を充実させる。

- ・【74】危機管理体制を充実させるため、以下の取組を行う。
 - ・事業継続計画(BCP)の見直しの実施
 - ・安否確認システムの運用及び訓練の実施
 - ・上記の訓練結果を検証し、必要な見直しを実施
 - ・備蓄食料及び防災機材の保管状況の点検、使用訓練の実施並びに組織再編に伴う備蓄体制、品目、数量の充実・見直し
 - ・災害時の行動計画を踏まえた他大学との連携体制の見直し等を実施

また、大規模災害等発生時における初動体制を充実させるため、以下の取組を行う。

- ・事業継続計画（BCP）に基づく訓練の実施
- ・部局対策室の行動計画の見直し及び災害対策本部各班の行動要領に基づく訓練の実施
- ・上記の訓練結果を検証し、必要な見直しを実施
- ・防災資材を活用した防災訓練の実施
- ・甚大災害時のBCPの観点から、重要データの学外での定期的なバックアップを継続
- ・部局における重要データのバックアップ体制の必要性について啓発

4 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

【75】法令及び学内規程等の遵守について、教職員や学生に対する各種研修会、eラーニングによる研修の実施、監査結果の通知等により、更に周知徹底を行う。

- ・【75】各部署において、法令及び学内規程等の遵守についての教職員や学生に対する周知徹底（規則等の整備、講習会・研修会等の開催、eラーニングによる研修の実施、パンフレット等の作成・配付等）を行うとともに、業務が適正に実施されているか点検を行い、その結果を踏まえた改善方策等を検討し、業務等に反映する。また、コンプライアンス推進本部において、これまでの法令や学内規程等の遵守について、周知徹底状況を検証する。

【76】研究費の不正使用、研究活動の不正行為及び利益相反等の防止など、法令等に基づく適正な研究活動を推進するため、学生、若手研究者から指導者である教員・研究代表者まで、各段階に応じた研究公正の教育・啓発などの倫理教育を徹底する。また、競争的資金等不正防止計画、研究公正推進アクションプラン等を着実に実施し、その効果をPDCAサイクルで検証しながら取組の充実を図り、実効性のある管理責任体制を整備する。特に、研究費等の適正な使用についてのeラーニング研修においては、対象者の受講率を概ね100%とする。

- ・【76】競争的資金等不正防止計画及び研究公正推進アクションプラン等で定められた具体的行動の全学的な実施を推進するとともに、実態把握及び検証に基づき、実効性のある管理責任体制となるよう体制、業務等の見直しを行う。

研究費等の不正防止等においては、競争的資金等不正防止計画に基づき、eラーニング研修の充実及び受講の徹底に向けた取組を行う。

また、特に研究公正においては、研究公正推進アクションプランに基づき、学生、若手研究者から指導者である教員・研究代表者まで、各段階に応じた教育・啓発などの倫理教育を徹底し、研究活動上の不正行為防止のためのeラーニング研修を実施する。

さらに、利益相反マネジメントについては、利益相反審査委員会の審査、教職員へ

のヒアリングや説明会を通じて、産学連携活動に伴う利益相反マネジメントの必要性について啓発するとともに、これまでの取組状況について検証する。

【77】 情報セキュリティインシデントを未然に防ぐ情報セキュリティ管理体制の強化や、ソフトウェアライセンス管理の効率化など情報管理を徹底し、安全な情報環境を整備する。

- ・【77】 京都大学情報セキュリティ対策基本計画に沿って情報セキュリティ対策を推進するとともに、同計画の見直しについて検討を開始する。また、本学で発生した情報セキュリティインシデントに対処する体制（CSIRT）について、整備計画に沿って体制を強化する。さらに、情報セキュリティ監査結果に基づき、課題があれば改善を行う。加えて、ソフトウェアライセンス管理を実施し、併せてセキュリティ対策との連動を検討するとともに、包括ライセンス契約について、現行契約を検証し、拡大に向けて調査等を行う。

5 大学支援者等との連携強化に関する目標を達成するための措置

【78】 学術研究の成果を含めた教育研究等の活動状況や大学の進むべき方向等に関する情報を戦略的に発信するとともに、キャンパスの施設公開や公開講演会での意見交換など大学支援者等とのコミュニケーション機会を充実させる。

- ・【78】 学術研究の成果を含めた教育研究等の活動状況や大学の進むべき方向等に関する情報の戦略的発信に向けた、以下の取組を行う。
 - ・ ホームページやSNS、冊子等の各種広報媒体を充実させ、大学支援者となりうる卒業生、一般市民等に大学情報を発信
 - ・ 教育研究活動データベースの拡充、データ連携、利便性向上のためのシステム改修、運用方法の改善、あり方の検証を実施
- また、大学支援者等との連携を強化するため、東京フォーラム等において、学術研究成果の発表や大学の情報を発信し、コミュニケーション機会を充実させる。
- さらに、これまでの取組を踏まえ、翌事業年度以降の事業を検討する。

【79】 同窓生のネットワークを充実させることにより、同窓会活動の活性化を促進する。

- ・【79】 国内外の地域同窓会の設立支援、開催支援を進めるとともに、各同窓会に積極的に情報提供を行うことにより、同窓会活動を活性化させる。また、ホームカミングデイを開催し、卒業生と大学及び卒業生相互の交流の場を設ける。さらに、これまでの取組を検証し、次年度以降の事業を検討する。

VI 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

○ 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

13,707,938千円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

○ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1 重要な財産を譲渡する計画

- ・白馬山の家土地及び建物（長野県北安曇郡小谷村大字千国字柳久保乙869番2）を譲渡する。
- ・香里職員宿舎土地（大阪府枚方市香里ヶ丘10丁目8番地1 3,017.92㎡）を譲渡する。

2 重要な財産を担保に供する計画

- ・附属病院の施設・設備の整備に必要な経費の長期借入に伴い、本学病院の敷地及び建物を担保に供する。

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究及び診療の質の向上並びに組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予定額	財 源
<ul style="list-style-type: none"> ・(医病)基幹・環境整備(受変電設備・給水設備等) ・(桂)図書館 ・(宇治)ライフライン再生(ガス設備) ・(医病)総合高度先端医療病棟(Ⅱ期)等 ・(医病)基幹・環境整備(シールドルーム整備等) ・(北部)総合研究棟改修(農学部総合館)施設整備等事業(P F I) ・(桂)総合研究棟Ⅲ(物理系)等施設整備事業(P F I) ・(南部)医薬系総合研究棟施設整備事業(P F I) ・(吉田)総合研究棟改修(ウイルス再生研) ・(犬山)実験研究棟改修(霊長類研究所) ・小規模改修 ・大学病院設備整備【リニアック放射線治療システム・消化器内視鏡システム・外科内視鏡システム】 	総額 10,038	施設整備費補助金(3,214) (独)大学改革支援・学位授与機構施設費交付金(97) 長期借入金(6,623) 大学資金(104)

注)金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

- ・女性や若手職員の登用を考慮しつつ、職員のモチベーションの向上を図るための人事システムを整備する。
- ・定員削減に対応しつつ、外部資金等を有効活用することにより、重点事業に配慮した適切な人員配置を行う。
- ・能力開発や専門性向上のための研修を実施する。

(参考1) 30年度の常勤職員数 4,831人

また、任期付き職員数の見込みを520人とする。

(参考2) 30年度の人件費総額見込み 64,077百万円(退職手当は除く。)

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成30年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	55,519
施設整備費補助金	3,333
船舶建造費補助金	0
補助金等収入	4,284
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	97
自己収入	51,167
授業料及び入学料検定料収入	12,427
附属病院収入	36,129
財産処分収入	305
雑収入	2,306
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	45,844
引当金取崩	0
長期借入金収入	6,623
貸付回収金	0
目的積立金取崩	1,700
出資金	4,200
計	172,767
支出	
業務費	106,167
教育研究経費	71,552
診療経費	34,615
施設整備費	10,053
船舶建造費	0
補助金等	4,284
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	45,844
貸付金	0
長期借入金償還金	2,219
大学改革支援・学位授与機構施設費納付金	0
出資金	4,200
計	172,767

〔人件費の見積り〕

期間中総額 64,077百万円を支出する。(退職手当は除く。)

注1)「運営費交付金」のうち、平成30年度当初予算額54,391百万円、前年度よりの繰越額のうち、使用見込額1,128百万円

注2)「施設整備費補助金」のうち、平成30年度当初予算額3,213百万円、前年度よりの繰越額120百万円

2. 収支計画

平成30年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	159,620
経常費用	159,303
業務費	139,525
教育研究経費	27,063
診療経費	18,877
受託研究費等	26,618
役員人件費	362
教員人件費	38,345
職員人件費	28,260
一般管理費	3,709
財務費用	220
雑損	0
減価償却費	15,849
臨時損失	317
収益の部	159,682
経常収益	159,682
運営費交付金収益	50,961
授業料収益	11,939
入学金収益	1,713
検定料収益	317
附属病院収益	36,129
受託研究等収益	34,524
補助金等収益	3,411
寄附金収益	7,119
施設費収益	109
財務収益	70
雑益	6,520
資産見返運営費交付金等戻入	2,076
資産見返補助金等戻入	1,630
資産見返寄附金戻入	3,163
資産見返物品受贈額戻入	1
臨時利益	0
純利益	62
目的積立金取崩益	792
総利益	854

損益が均衡しない理由

1. 附属病院に関する借入金債務の償還期間と減価償却期間のずれから生じる差額
1 1 3 百万円
2. 自己収入によって取得見込の資産の取得価格と減価償却費の差額
7 4 1 百万円

3. 資金計画

平成30年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	225,600
業務活動による支出	140,284
投資活動による支出	29,260
財務活動による支出	3,222
翌年度への繰越金	52,834
資金収入	225,600
業務活動による収入	155,310
運営費交付金による収入	54,391
授業料、入学金及び検定料による収入	12,427
附属病院収入	36,129
受託研究等収入	34,524
補助金等収入	4,284
寄附金収入	7,035
その他の収入	6,520
投資活動による収入	3,806
施設費による収入	3,431
その他の収入	375
財務活動による収入	6,623
前年度よりの繰越金	59,861

別表（学部の学科、研究科の専攻等）

総合人間学部	総合人間学科	480人	
文学部	人文学科	880人	
教育学部	教育科学科	260人	
法学部		1,340人	
経済学部	経済経営学科	1,000人	
理学部	理学科	1,244人	
医学部	医学科	642人	(うち医師養成に係る分野 642人)
	人間健康科学科	537人	
薬学部	薬科学科	215人	
	薬学科	165人	
工学部	地球工学科	740人	
	建築学科	320人	
	物理工学科	940人	
	電気電子工学科	520人	
	情報学科	360人	
	工業化学科	940人	
農学部	資源生物科学科	376人	
	応用生命科学科	188人	
	地域環境工学科	148人	
	食料・環境経済学科	128人	
	森林科学科	228人	
	食品生物科学科	132人	
文学研究科	文献文化学	120人	
			(うち修士課程 66人)
			博士後期課程 54人)

	思想文化学	73人	
		〔うち修士課程	40人〕
		博士後期課程	33人〕
	歴史文化学	73人	
		〔うち修士課程	40人〕
		博士後期課程	33人〕
	行動文化学	66人	
		〔うち修士課程	36人〕
		博士後期課程	30人〕
	現代文化学	33人	
		〔うち修士課程	18人〕
		博士後期課程	15人〕
	京都大学・ハイデルベルク大学国際連携文化越境	20人	
		(うち修士課程	20人)
教育学研究科	教育学環	67人	
		〔うち修士課程	42人〕
		博士後期課程	25人〕
	教育科学	56人	
		〔うち修士課程	28人〕
		博士後期課程	28人〕
	臨床教育学	36人	
		〔うち修士課程	14人〕
		博士後期課程	22人〕
法学研究科	法政理論	114人	
		〔うち修士課程	42人〕
		博士後期課程	72人〕
	法曹養成	480人	
		(うち専門職学位課程	480人)
経済学研究科	経済学	220人	
		〔うち修士課程	88人〕
		博士後期課程	132人〕
理学研究科	数学・数理解析	164人	
		〔うち修士課程	104人〕
		博士後期課程	60人〕

	物理学・宇宙物理学	306人	
			〔うち修士課程 162人〕
			〔博士後期課程 144人〕
	地球惑星科学	175人	
			〔うち修士課程 100人〕
			〔博士後期課程 75人〕
	化学	218人	
			〔うち修士課程 122人〕
			〔博士後期課程 96人〕
	生物科学	271人	
			〔うち修士課程 148人〕
			〔博士後期課程 123人〕
医学研究科	医学	676人	
			(うち博士課程 676人)
	医科学	85人	
			〔うち修士課程 40人〕
			〔博士後期課程 45人〕
	社会健康医学系	104人	
			〔うち専門職学位課程 68人〕
			〔博士後期課程 36人〕
	人間健康科学系	143人	
			〔うち修士課程 98人〕
			〔博士後期課程 45人〕
	京都大学・マギル大学ゲノム医学国際連携	4人	
			(うち博士課程 4人)
薬学研究科	薬科学	166人	
			〔うち修士課程 100人〕
			〔博士後期課程 66人〕
	薬学	60人	
			(うち博士課程 60人)
	医薬創成情報科学	49人	
			〔うち修士課程 28人〕
			〔博士後期課程 21人〕
工学研究科	社会基盤工学	162人	
			〔うち修士課程 116人〕
			〔博士後期課程 46人〕

都市社会工学	160人		
		〔うち修士課程	114人〕
		博士後期課程	46人〕
都市環境工学	102人		
		〔うち修士課程	72人〕
		博士後期課程	30人〕
建築学	218人		
		〔うち修士課程	150人〕
		博士後期課程	68人〕
機械理工学	168人		
		〔うち修士課程	118人〕
		博士後期課程	50人〕
マイクロエンジニアリング	82人		
		〔うち修士課程	60人〕
		博士後期課程	22人〕
航空宇宙工学	70人		
		〔うち修士課程	48人〕
		博士後期課程	22人〕
原子核工学	73人		
		〔うち修士課程	46人〕
		博士後期課程	27人〕
材料工学	106人		
		〔うち修士課程	76人〕
		博士後期課程	30人〕
電気工学	106人		
		〔うち修士課程	76人〕
		博士後期課程	30人〕
電子工学	100人		
		〔うち修士課程	70人〕
		博士後期課程	30人〕
材料化学	85人		
		〔うち修士課程	58人〕
		博士後期課程	27人〕
物質エネルギー化学	111人		
		〔うち修士課程	78人〕
		博士後期課程	33人〕
分子工学	102人		
		〔うち修士課程	70人〕
		博士後期課程	32人〕

	高分子化学	137人	
		〔うち修士課程	92人〕
		博士後期課程	45人〕
	合成・生物化学	94人	
		〔うち修士課程	64人〕
		博士後期課程	30人〕
	化学工学	91人	
		〔うち修士課程	68人〕
		博士後期課程	23人〕
農学研究科	農学	90人	
		〔うち修士課程	66人〕
		博士後期課程	24人〕
	森林科学	147人	
		〔うち修士課程	96人〕
		博士後期課程	51人〕
	応用生命科学	177人	
		〔うち修士課程	126人〕
		博士後期課程	51人〕
	応用生物科学	155人	
		〔うち修士課程	104人〕
		博士後期課程	51人〕
	地域環境科学	145人	
		〔うち修士課程	100人〕
		博士後期課程	45人〕
	生物資源経済学	72人	
		〔うち修士課程	48人〕
		博士後期課程	24人〕
	食品生物科学	90人	
		〔うち修士課程	66人〕
		博士後期課程	24人〕
人間・環境学研究科	共生人間学	222人	
		〔うち修士課程	138人〕
		博士後期課程	84人〕
	共生文明学	189人	
		〔うち修士課程	114人〕
		博士後期課程	75人〕

	<p> 1 2 1 人 (うち修士課程 7 6 人) 博士後期課程 4 5 人) </p>
エネルギー科学研究科	<p> エネルギー社会・環境科学 9 4 人 (うち修士課程 5 8 人) 博士後期課程 3 6 人) </p>
	<p> エネルギー基礎科学 1 2 0 人 (うち修士課程 8 4 人) 博士後期課程 3 6 人) </p>
	<p> エネルギー変換科学 6 2 人 (うち修士課程 5 0 人) 博士後期課程 1 2 人) </p>
	<p> エネルギー応用科学 8 9 人 (うち修士課程 6 8 人) 博士後期課程 2 1 人) </p>
アジア・アフリカ地域 研究研究科	<p> 東南アジア地域研究 5 0 人 (うち博士課程 5 0 人 (五年一貫)) </p>
	<p> アフリカ地域研究 6 0 人 (うち博士課程 6 0 人 (五年一貫)) </p>
	<p> グローバル地域研究 4 0 人 (うち博士課程 4 0 人 (五年一貫)) </p>
情報学研究科	<p> 知能情報学 1 1 9 人 (うち修士課程 7 4 人) 博士後期課程 4 5 人) </p>
	<p> 社会情報学 1 1 4 人 (うち修士課程 7 2 人) 博士後期課程 4 2 人) </p>
	<p> 先端数理科学 5 8 人 (うち修士課程 4 0 人) 博士後期課程 1 8 人) </p>
	<p> 数理工学 6 2 人 (うち修士課程 4 4 人) 博士後期課程 1 8 人) </p>
	<p> システム科学 8 8 人 (うち修士課程 6 4 人) 博士後期課程 2 4 人) </p>

	通信情報システム	117人 〔うち修士課程 84人〕 〔博士後期課程 33人〕
生命科学研究所	統合生命科学	137人 〔うち修士課程 80人〕 〔博士後期課程 57人〕
	高次生命科学	112人 〔うち修士課程 70人〕 〔博士後期課程 42人〕
総合生存学館	総合生存学	100人 (うち博士課程100人(五年一貫))
地球環境学舎	地球環境学	39人 (うち博士後期課程 39人)
	環境マネジメント	109人 〔うち修士課程 88人〕 〔博士後期課程 21人〕
公共政策教育部	公共政策	80人 (うち専門職学位課程 80人)
経営管理教育部	経営管理	160人 (うち専門職学位課程 160人)
	経営科学	21人 (うち博士後期課程 21人)